第 151 回練馬区緑化委員会 会議の記録

1 日 時 平成 29 年 3 月 22 日 (水) 午後 1 時~

2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室

3 出席者 会 長:金子忠一

副会長:横田樹広

委 員:藤崎健一郎、佐藤留美、西貝孝之、

小川けいこ、小川こうじ、倉田れいか、 坂尻まさゆき、やない克子、植松正一、 西貝嘉隆、中村忠、後藤幸子、三浦雄二、

本橋世紀子、中村壽宏、松延圭悟

理事者:都市農業課長、環境課長、都市計画課長

開発調整課長、道路公園課長

事務局:環境部長、みどり推進課長

4 公開の可否 公開

- 5 傍聴者数 3名(傍聴人定員10名)
- 6 次 第
 - 1 開会
 - 2 審議
 - (1)練馬区みどりの基本計画の改定等について (諮問第 189 号)
 - (2) 保護樹林の指定解除について(諮問 194 号)
 - 3 報告
 - (1)保護樹木の新規指定について
 - (2)保護樹木の指定解除について
 - (3)「みどりの区民会議」について
 - 4 その他
- 7 会議内容

みどり推進課長 定刻となりました。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。みどり推進課長、 塩沢です。よろしくお願いします。

> 開会に当たり、事務局から出席委員数を報告します。 ただいまの出席委員数は 16 名です。当委員会の定数は 22 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会 は成立しています。

なお、星委員、早川委員、加藤委員から欠席の届けを いただいています。また、佐藤委員からは遅参の報告を いただいています。

以上です。会長、よろしくお願いします。

会 長 第 151 回緑化委員会に、お集まりいただきありがとう ございます。

今日の審議事項は、定例事項とあわせてここ数回ご議論いただいています「みどりの基本計画の改定等について」もあります。後ほど事務局からお話があるかと思いますが、これは少し時間をかけてじっくり議論するということです。どうぞ本日も様々なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

では、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長 (資料確認)

会 長 諮問案件の審議について始めます。まず1件目は、「練 馬区みどりの基本計画の改定等について」になります。 事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長(資料1-1から資料1-6までを説明)

会長 ありがとうございました。関連するということで資料 1を一通りご説明いただきましたが、少し分けてご意見をいただきたいと思います。まず、最初は資料 1 - 1、スケジュールの変更に関してです。当初この諮問の答申については、29年度の7月を予定していましたが、30年1月まで議論しましょうとの説明がありました。このスケジュールについて何かご質問ありますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

では、このスケジュールに沿って、当緑化委員会でも 審議を進めていきます。

みどり推進課長 少し補足します。先ほど説明しましたが、このみどり 施策の新たな考え方、いわゆる改定の方向性の部分、将 来像、目標、基本方針が資料5と6に関連します。本日 と次回5月の緑化委員会で審議いただき、7月に中間まとめをしたいと考えています。それからまた引き続き、計画の審議をいただくというスケジュールの変更になりますのでよろしくお願いします。

会 長

ただいまの補足も含めてよろしいでしょうか。

では、それで進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

続いては、特に意識調査、それから緑被率の現状調査の詳細の結果ということでご報告しました。資料1-2から1-4になります。これについて、何かご質問あるいは先ほどのご説明で不足等があって補足等いただきたい等ありましたら、ご意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

みどり推進課長 補足ですが、これまでも 25.4%の緑被率が 23 区で1番で、2番が世田谷でした。世田谷も今年度、実態調査を行い、その結果が先日出まして、23.56%の緑被率。23 区で1番を保っています。

A委員

議会でも申し上げたので、手短にしますが、練馬では「みどり30」であって、これはお互い真似したわけではないのですが、偶然にも世田谷が「みどり33」という同じような名前の計画を出されていたわけです。前回、みどりの基本計画より先に、なぜか「みどり30」ができてしまったという逆転現象が起きていたので、今回はそういうことがないようにしていただきたいと思います。

また、みどりの質が大事だという話が意見としても出ていますし、区としてもそう思われているということなので、「みどり30」という名前を含めて、今後見直しを図っていただきたいということを改めて要望します。

また、目標数値は必要なので、この緑被率 30%という数値を落とす必要はないと思いますが、区民の方に、もう少し親しみやすい、例えば畑率だとか、桜がいっぱいありますが、桜率だとか、そういった計画の中身とは別に表向きの数値などを出していただくのもわかりやすいのではないかと、意見として申し上げます。

そして質問ですが、議会でも申し上げたのですが、練

みどり推進課長 まず「みどり30」の目標については、緑被率の数値を目標として良いのかという議論はあります。減少しているこの数字をずっと30%で置いていくのはいかがなものかというご意見もいただいています。逆に「みどり24」にすれば良いのか、あるいは「みどり20」にすれば良いのかと数字にこだわるのは、目標としていかがなものかという考えもあり、この目標の置き方、あるいはわかりやすい設定を、かなり丁寧に考えていかなくてはいけないと考えています。

コミュニティーガーデンについては、みどりの区民会議でもそのような意見をいただいています。公共施設のスペース、都営、区営住宅のようなスペース、これは、所有者はいわゆる公共ですので、そのようなコミュニティーガーデンとして利用ができるかどうかは、今後みどりを増やしていくという視点で検討していく部分であると考えています。

A委員

身近なみどり、協働のみどりという意味では、例えば モデル地域のようなものをつくって、ぜひ実現していた だければと要望します。

それと、これも議会で申し上げたのですが、豊玉小学校に樹齢を 100 年超えたヒマラヤスギがあり、そちらにこの木が CO_2 をこれだけ吸収してくれているのだと数字で子どもたちにもわかる看板をつけていただきました。これは環境部でやっていただいた事業だと思います。

保護樹林、保護樹木は、所有者の方たちが、ある意味わずかな補助金で、ご自分の資産をなげうって保護していただいているわけですが、みどりを大切にしてさいる半面、邪魔だという方もして当然な中で、みどりに対してもうために、この木たちは、皆さんがクーや暖房を使って排出してしまっているCO₂をれているのだということが数値でわれば、みどりに対して意識の薄い人も少し関心を持っていたでけるのではないかと思います。保護樹林、保護樹木、にもそのような数値のわかる看板をつけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

環境課長

環境課で省CO2の取組をしていますが、子どもたちに協力していただいている事業で、どれだけCO2が減らせるかを知るきっかけとする目的でエコライフチェック事業を実施しています。その一環で、学校の希望を聞いて、学校の樹木に合わせた表示をするということを今年始めたところです。

保護樹木や保護樹林についてですが、名木が皆さんに 見ていただくことを前提に看板などを置いていますので、 まずは名木からやってみてはどうかと所管と話していま す。保護樹林は看板をどこにつけたら良いのかという問 題があることと、皆さんに見てもらうという前提として いない保護樹木の所有者も中にはいらっしゃるので、所 有者の希望を聞きながら、パネルの大きさなども含めて どのようにしていけば良いか考えていきます。

今回お示ししている資料1-6の中でも、みどりの魅力の発信、多機能性をどのように皆さんに知っていただくかというところを今後取り組む必要があるのではないかと考え、案として取り上げていますので、今のお話のような取組もしていければと考えています。

A委員

好きなみどり、必要なみどり、みどりに様々な効果があると思いますので、そのようなことを区民に発信しながら施策、事業をしていただきたいと要望します。

会 長

ほかに、資料1-2から1-4の調査結果までで何かありますでしょうか。

B委員

目標値を決めるのは大事だと思いますが、それより具体的にどう施策を進めていまったコニティーガンな専門家を進めてきたコニテなな専門家々の意見、ここに、議題にある、区民会議でもは、できるが、区民会議でもと、できるが、のますでの数カ月になったが、中間に行われるのが、和らの世に行われるのが、おいとを見ますが、それがは、となりません。何となら、具体的にどういう場合にできるか、コミュニティーガーデンも実際にできるのかという議論。

それから、例えば今、農地が問題になっていますが、数値目標だけ立てるのではなく、相続によって農地が減っていくのをどうすれば食いとめられるのかということを真剣に議論しないけないと思います。この間、エ別でもらった講演では、例えばネリマメのプロジェクトがありました。あのように生産者と加工業者と消費者をつなげるような仕組みを、自然にできるのを待っているのではなく、このような委員会や、あるいは役所の方ではなく、このような委員会や、あるいは役所の方でもっとバックアップして、そういうスキームをつくれないかというような議論。

期間は2、3カ月であったとしても、かなり議論の場というのが必要になってくると思いますが、そのあたりの計画はどうなのですか。

みどり推進課長 資料1-1のスケジュールを見ていただくと、区民会議を3月16日に行い、今後5月と6月に予定しています。緑化委員会も7月までに2回開催となりますが、この中で、細かいところまですべてを固めてつくっていくというわけではなく、基本的な新たな考え方、施策の新たな考え方というベースになる部分を考えていきたいと思っています。コミュニティーガーデンをどこにつくるのか、

あるいはどのような仕組みで区民と協働して取り組んでいくかというような、本当に具体な部分は、区民会議でもこれからご意見をいただいていくところです。しっかり形にしていくために、この後、この基本計画の中で、施策の方針あるいは項目の中で、細かい部分をまた提案したいと考えています。

いずれにしても細かい部分、みどりについては、かなり多岐にわたるものです。一つ一つがしっかり形になるには、まだまだ時間がかかるかと思います。特に、農地については、基本法の絡み、あるいはそれぞれの所有者の農地への思いというものがあります。区が強制的に残させるということができないかわりに、いかに農業振興、さらなる発展をさせていくかを、これからも区としても考えていかなくてはならないですし、既に取り組んでいるところです。

B委員 緑化委員会1回、2回というのではなくて、もっと集中して議論する場というのが何か必要な気がしましたが。

みどり推進課長 緑化委員会は 30 年度策定まで、まだかなり数多くあります。その中で、その内容、テーマを持って検討できればと考えています。それ以外は会議体を設置して会議を開いていく予定は今のところありませんので、議論の場の1つに区民会議を活用していきたいと考えています。

環境課長

 まとめ、あと施策につなげさせていただければと考えています。

会 長

今ご意見いただいている点は、本日の審議案の本題にもかかわることかと思います。少し前へ進めて、資料1-5と資料1-6になろうかと思います。資料1-5の将来図及び目標設定の考え方、それから資料1-6にある将来像から導いた基本方針、あるいは施策の新しい方向性等、この資料1-5、1-6を中心に資料1-2から1-4までも含めて、ご質問、ご意見等をいただきます。いかがでしょうか。

C委員

現行計画は緑被率 30% や 1 人当たりの公園面積が指標ということで、単純ですが、ある意味非常にわかりやすい。それが達成できたかできないかというのは一目でわかりますが、今度は一目で見てもわからない嫌いがある。例えば区民のQOL(生活の質)というのも、生活の質とは一体何かというのがなかなか具体的、定量的にわかりにくいのではないかと思います。それから活動指標という施策にどれだけ取り組んだかというのも、それは数字としてはわかるのでしょうが、取り組んだけれども成字としてはわかるのでしょうが、取り組んだけれど成果が出なかったということでは困るので、この目標値をもう少しわかりやすい、かみ砕いたものにしないとまずいのではないかなという気がします。

それからもう一つ、みどりの機能とか、特性とか、様々あるのですが、私の考えでは、みどりというのはニアリーイコール自然だと思うのです。単にみどりで覆われていれば良いというものではなくて、樹木であるものではなら常緑樹から様々あります。木の実がなるもののようなものができるもののようなものができるもののようなものができるもののようなものようには鳥が集まってきたりの機能のがとど様々あっていきが多様な自然、みどりの機能のがとりないかなという気がしていますので、もう少し肉がとりないか掘り下げをしていただければ良いと思います。

みどり推進課長 1点目の質という観点でわかりにくいというご意見についてです。今回、方針と方向性を出していまして、具

また、みどりの機能、委員がおっしゃるのは生物多様性の部分も入っているのかと思いますが、こちらも資料1-6の将来像あるいは基本方針、方向性の中に、文言としてはあらわしていませんが、当然入っています。具体的な施策の中で、その生物多様性というものを表現をしていきたいと考えています。

会 長

先ほどご説明がありましたように、本日と次回5月での委員の皆様のご意見を踏まえつつ、中間まとめの形に 進めるということです。いかがでしょうか。

D委員

資料1-6の指標例のところで、例えばここに公園で、例えば子どもが自由に遊べる公園を地域ごとにとあるのですが、これは議会でも様々な議論が出たりもします。練馬の公園、いわゆる都立の公園のように広い公園でよるというのはなかなかかなくて、実際は計画の中で公園というのはなかなか少なくて、公園という言葉1つといいるで、例えば地域ごとに何カ所以上整備するといいない、全体の資料をご準備する予定はあるのでしょうか。

みどり推進課長 区内の公園の分布図、区立公園、公共の大小を含めた

分布はあります。それにあわせて先ほどの緑被の分布も含めて、どこが少ないのか、あるいはどこが多いのかというところは表現できるかと思います。それらをもとに、地域ごとの課題として、この地域では何が必要なのかを考えること。ましてや委員がおっしゃられたように公園にも様々あります。ただつくれば良いというもので、それはまた区民の声も聞きながらつくっていくという整備の考え方になります。

D委員

ありがとうございます。今回のこのみどりの考え方というのは、1つは公園ですとか屋敷林、様々なみどりの分布といったところもありますし、一方で、練馬は広いので、地域ごとの特性、いわば横に広がるといいますか、縦の面、横の面、そういった両方の視点が必要なのではないかと、私個人として少し感じているところです。

それをどう指標、形として示していくかとなりますと、 アプローチする方向性もありますが、やはり地域差といいますか地域の分布というようなもの、特に地域によってどう違うのかを、議論を進められるような資料を次の ときにご用意いただければという意見です。

E委員

先日資料が送られてきて、見て、今日の説明を受けた のですが、今ここにある将来像、これはかなり重要な位 置を占めるのだと思いますが、感想で申し訳ないのです が、何かいま一つぴんとこないのです。今も見直してみ ても、資料1-6の「将来像の案」で①、②、③、④と 挙げてあるこれらのどこがみどりと関係しているのかと、 単純にそう読める。多分いろいろと検討されてこれが出 てきているということは、文章を見ればある程度、想像 はつくのですが、特に④のタイトルで「自慢できるまち」 とあるのが、みどりを自慢できるのが将来像というのが 何かおかしい。本来の将来像は、ある姿があって、だか ら結果として自慢できるという形になっているものだと 思います。結果として自慢できる状態になっていれば将 来像が満たされているということかもしれないが、「自慢 できるまち」が将来像というのは、いま一つぴんとこな いのです。

例えばそのように感じていて、それをもう少しも、QOLにのかと思います。①のQOLについますオリのも、すがリロまで言えばそれで終わってというクレーがどうにとれてカーがどうことの中のクオリティーがどうこな環境して、ないうみどりだけではなくて、いうみどりないので、というのはいます。の中から見えなりにといるのおいます。を生まれてものというないます。を生まれてものにしていきたいと、感想レベルなのですが、感想レベルなのに思います。

みどり推進課長 将来像の案として4点出させていただいたわけですが、これだけですと、少し弱いというかインパクトがない、見えにくいというところはあるかもしれないのですが、その隣の「将来像から導いた基本方針」とセットで、細かくみどりが絡んでくるという表現にしています。従いましてこの将来像、これをどういうるところかとまりにも現行の計画の将来像が単純明快はつきりし過ごいるだけに、この「将来像の案」は、ぼやっとしているだけに、この「将来像の案」は、ぼやっとしているだけに、この「将来像の案」は、ぼやっとしているがは、この「将来像の案」は、ぼやっとしているがは、この「将来像の案」は、ぼやっとしているがは、この「将来像の案」は、ぼやっとしているがは、この「将来像の案」は、ぼやっとしているがいところがあるかと思います。含めて、いろいろと考えていきたいと思っています。

E委員 わかりました。こちらもまた考えて何か良いアイデアがあればお話しします。

会長はかにいかがですか。

F 委員 すみません、少し遅れてしまいましたので、聞き逃しているところもあるかと思いますが、3点ほど、資料を見て感じたことです。

今、QOLの話が出ていました。先ほどほかの委員の 方からも自然環境ということが出たのですが、生活の質 というのはあるのですが、そもそもみどりの質というところの視点が、もう少し盛り込まれると良いと私も思いました。例えば生物多様性的なことや生態系的なことです。そのようなところが、やはりみどりを考えていくうえではベースになるところだと思います。基盤といいますが、そこがなくてみどりだけたくさんあっても、そのは豊かなという形にはならないかと思います。

2つ目が、今、都市緑地法が国交省でも改正が進んでいて、非常に大きな都市緑地の転換期に入っているかと思いますが、その改正と今回の施策の方向性との関係や反映している点があるかどうかをお聞きします。

最後に指標例のところ、ご説明があったのかもしれないのですが、今、公園と街路樹については指標例があるのですが、国交省の改正案も民地の緑地というのを非常に取り上げていますが、民有地についての指標もつくっていくような形なのかをお聞きします。

みどり推進課長 1点目のみどりの質の中で、先ほど、ほかの委員からもありましたが、みどりだけではなく当然、生物あるいは水との絡みは出てくると思います。このあたりは、みどりの多機能性というところで全部くくっています。生物多様性も含めてどこまで盛り込められるか、ここの表現は、また考えていきたいと思います。

2つ目の国の動向とのリンクですが、資料1-5の左側「行政としての課題」の一番上に国の動向があります。緑被率は緑の量の増加が緑の機能増大に単純にはつな方、あるいはQOLの向上に貢献するみどりを増やすための計画にしていく必要があるといった国の基本的な考え方がなくてはならないと思います。現行計画をつくったとだわる、増やしていくために数字を掲げていこうというは、我々自治体が計画をつくるうえでも当然、参考にし、考え方を同じにしなくてはいけないと考えています。

そして民有地の指標例につきましても、本日は公園と 街路樹しか例を出していないのですが、今後も民有地の 指標について、かなり多くのパターンが出てくるかと思 いますので、いくつか例として考えてみたいと思います。

F委員

ありがとうございます。多機能性というと、一言でくくられてしまうので、今後、例えば普及啓発をしていくときに、何らかわかりやすい形でみどりの多機能性が示されていくところだと思いますし、生き物の多様性や自然が非常にベースであるということは、やはり言っていかないとわからないところはあると思います。ほかの様々な機能もあると思いますが、そのあたりをあわせてPR、広めていくべきところだと思いますのでよろしくお願いします。

あと国交省の改正は、一番大きいところはみどりの活用ということ。緑地で今活用されていないところ、または活用されないままに、また開発されてしまうところをどうしていくかということが非常に大きいと思いますので、そのあたりが指標例にも盛り込まれていくと良いと思います。

B委員 指標というのはいつごろ決めるのでしょうか。

みどり推進課長この中間まとめの中で固めていきたいと考えています。

B 委員 かなり時間的には短い。 7 月ぐらいまでにまとめてしまうということですか。

みどり推進課長 すみません。訂正いたします。この2回では簡単には 決まらないところです。この指標のところも一緒に、具 体の施策の検討の中で固まっていけるかと考えています。

B委員 具体の施策というのはいつごろ決まるのでしょうか。

みどり推進課長 今回の資料1-6の点線までが、この7月中間まとめでまとめていきたいと考えています。それ以降の作業として、具体的な施策の検討に入ります。資料1-1のスケジュールを見ていただくとおり、7月以降、29年中に

かけて施策の柱、実施施策、また地域別の方針等といった内容を検討していきたいと考えています。

B委員

この具体的な指標をつくることと施策については慎重にならなくてはいけないことかと思います。単純に例えば何カ所以上とか何%とか数字だけ入れて、それでもうできましたといっても、例えば、何カ所という指標だけだと小さいものでもいいとなってしまうので、面積的なものも必要かと思いますが、単純にこの数字だけとなってとになってしまわないように、具体的にそのような土地が確保できる可能性、例えばこのあたりにはつくれるという見込みと一体になっていると良いと思います。

街路樹についても、東京都が数字だけ何本と決めてやりましたが、小さいものを無理やり狭いところに植えることになってしまっています。それよりは道路延長とした方が良いかと思いますし、であれば、具体的にここの道路は植栽できそうだから、ここの場所ならつくれることとあわせて、それぞれについて考えているだということをあわせて、様々な人の意見を聞きながらということが必要になってくると思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。この指標例はあくまでも、このような感じでつくっていきますというものです。具体的に公園、街路樹、民有地といった、本当に細かい部分になりましたら、その表現の仕方や数字については、かなりご意見をいただきながら固めていかなくてはいけないものと考えています。

会長はか、よろしいでしょうか。

副会長

資料1-6の将来像は、ソフトの軸で横方向に並んでいると思いますが、先ほどあった、地域性をどのようにみどりの基盤として評価できるかということは、やはりすごく大事な視点かと思います。というのは、成果指標はどうしても地域ごとでないと具体的に積み上げにくいとか、定量化はさらにまた難しくなってくるという点が心配です。この横軸で整理して、それで通ればそれは良

いことなのですが、おそらく地域ごとのみどりの骨格に はどういうような縦軸があり、地域ごとにどう違ってい て、どういう機能が地域ごとにあるのかといったものを 整理することによって、このようなソフトの組み直しさ れた施策と、地域ごとのみどりとのつながりというのが 見えてくるというのが大事ではないかと思います。そう いった視点で、先ほどの成果指標をどういう形で持って くるのかということを踏まえて、もう一度ハードの側面 からの地域ごとのみどりの質の見直しと、ソフト面での 将来像との施策との関連性を整理して、クロス様のイメ ージができてくると、どちらで将来像を描くのが適切な のかといったところも、より具体的になってくるかと思 います。

みどり推進課長 ありがとうございます。まさに委員がおっしゃるとお りで、地域ごとによっては全く指標ですら変わってくる と思います。先ほど資料1-4で地区別の緑被率の図面 の説明をしました。全体的に練馬区の東側部分は緑被が 低い、逆に西側は緑被が高いという傾向の中で、これは やはり、農地に依存しているものも多い。そうした中で、 どのようなみどりがどの地域にどのくらい必要なのかと いうところでは、クロスする部分では、かなり細かい話 になってくると思います。また満足度というところでは、 何でも増やせば良いのかというところと、また合致して いくかどうかというのも考えなくてはいけないというと ころでは、かなりデリケートな部分になってくるかと思 います。いずれにしてもそのような作業も積み上げてい く必要があると思います。

副会長

地域ごとにコミュニティーの質が違っていて、そこに おけるみどりの質も違うから、やはり多様性というもの が生まれてくるわけで、それを一律的に指標化しようと するとどうしても無理が生じてくると思います。むしろ、 そのような地域差をきちんと見せていくような指標のあ り方といいますか、そういったものをきちんと検討でき ると良いと思います。

そもそもみどりの基本計画というのはみどりの骨格と はどうあるべきかというマスタープランですので、それ が地域ごとにどういった効果をもたらすのかといった地点で、施策のレビューができるかと思いますので、社会的背景と、現状のみどりの分析というところを地域ごとに行ったものを、これにきちんとオーバーレイしていくことが大事だと思いました。

E委員

少ししつこいようですが、先ほどの将来像のこの案の 表現が、ぴんとこなかったとお話ししました。イメージ としてみれば、例えば②の「主体的にみどりと関わる暮 らしを送れるまち」という将来像よりは、区民が日々の 生活の中でみどりと頻繁にかかわっているという将来像 ではないかと思うのです。②でしたら、例えば「区民が みどりと多く関わっている」という表現。単に「多く」 では言葉足らずですが、「している」という状態です。③ にしても、これは多分、みどりを守るコミュニティーが たくさんあるという状態ではないかと想像します。そう いう区民が多くかかわっている。こういうコミュニティ ーが存在している。様々なみどりにかかわっているコミ ュニティーが存在する。そのコミュニティーでみどりが 守られているという将来像ではないかと思います。多分 考えている背景が様々あるだろうと思いますが、何かそ のように表現を変えていくことも考えてみてはいかがか と思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。「まち」という表現が、かなり広い視点でして、自分のうちの周りもまち、あるいは通勤で駅までの通う道路の環境のまち、あるいは練馬全体を含むまちというところで、「まち」という言葉を使いましたが、委員がおっしゃるように、そういう「まち」という表現ではなく、感じている部分といいますか、生活の中にどれだけ即せるのかというところをうまく表現できればと思います。そのあたりをまた検討していければと思います。

E委員 よろしくお願いします。

環境部長 皆さまから様々な建設的なご意見をいただき、まこと にありがとうございます。今も将来像の案を、これはあ くまで案ということでお出ししましたが、行政の考える 文章はかたくてわかりにくいというご指摘をよくいただいております。みどりの基本計画、みどり施策については、行政だけではだめで、区民の皆さんとともに行っていくということが必要だと考えています。区民の皆さるが、自分たちが主体となって練馬のみどりを守っておりますのでという意識に、すとんと落ちるような表現を 私どもも考えていきたいと思っておりますので、柔軟な 発想で、ぜひ多角的なご意見をいただければと思います。 よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございます。今日ご議論いただいていることは、今日のご意見も踏まえて、次回もう1回ご意見を 伺うということでしたので、また、資料をまとめていた だきたいと思いますが、1点だけ私からの要望です。

わかりにくいというご意見もいくつかありましたが、 資料1-6でいうと、一番右側の具体的な施策を導くた めにというお話があったかと思います。一般的に具体的 な施策というと事業レベルのものをイメージしますので、 それを前提とすると、この左側の施策の新しい方向性と いう部分では何を示したかったか、少し曖昧なのではな いか、何が新しい方向性なのかなとも思えてしまい、具 体性がないともとれます。これは新しい方向性を導くた めには、こんな観点から考えたいというようにも読める のですが、どちらかというと、新しい方向性としてどん な点を、まさに施策の目玉としていくかを出していただ いた方が良いと思います。特に今回の改正では、遠い将 来であまり実現性の見えないものを目標とするよりは、 近未来のことを目標として、かなり実現可能なところを 目標設定して、そこにいかに進むかということも改定の 根本にあったかと思いますので、そのあたりも意識しな がら、次回までにもう少しご検討いただけたらと思いま す。

今日の議論は、これまでで大体よろしいでしょうか。 最後に少し、私の意見を入れましたが、時間の関係もありますので、審議事項(1)については、とりあえず閉じたいと思います。

続いて審議事項の2番目、諮問第194号「保護樹林の

指定解除について」の審議に移ります。事務局からご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、保護樹林の指定解除の諮問文を読み上げ、 あわせて資料の説明をします。

(諮問文読み上げ、資料2説明)

会 長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見 等ありますでしょうか。

C委員 緑化協力員 A ブロックで、実は羽根木憩いの森で少しですが活動しています。毎年落ち葉を集めて腐葉土をつくったり、カブトムシの幼虫を飼ったりということをしています。改めて写真を見ると、結構大きなみどりで、貴重な場所だということがわかります。民有地ですから、売ってほかの方の所有になるというのはやむを得ないのですが、買い上げた人にも、この場所は練馬区内の場所なので、できるだけみどりを残して欲しいと、強制はできないにしても、協力を依頼するというようなことはできないものなのでしょうか。

みどり推進課長 3ページの写真にもありますように、現況、主に竹林 になっています。この後の土地利用について具体的な話 は入ってきていませんが、ただ、全くみどりがなくなる というのはあまりにも寂しい話ですので、何か植えてい ただきたいというお願いはできるかと思います。あとは 所有者の意向次第ですが。

B委員 所有者からの申請というのは、今までの所有者ですか、 新しい所有者ですか。

みどり推進課長 今までの所有者です。

B委員新しい所有者とは何か話をされていないのですか。

みどり推進課長 まだしていません。

B委員 であれば、場合によっては、新しい所有者が理解があ

れば、残るという可能性はないのでしょうか。

みどり推進課長 新しい所有者との話によっては、ここにもう少し木を 植えようかという話の可能性はあります。ただ、今の形 で残るというのはなかなか難しいかと思います。

開発調整課長

今般、林ということで、区に、新しい所有者から土地 利用の申請があります。現在、この写真にありますよう に、ギザギザの鉄筋構造のマンションが建っているので すが、これを取り壊して、今回解除をした部分を含めて 新たなマンション計画ということで申請が出てきていま す。この中では、区がみどりを愛し守りはぐくむ条例に 基づき緑化の指導を行っていて、一定の緑化の空間を生 んでもらうということで指導はさせてもらっているとこ ろです。

B委員

この間の、都主催の講演会のときに、そのような事例の発表があったのですが、みどりの好きな人たちが自分たちで集まって、今まであった樹木を大切にしながらという非常に良い事例もありますので、そういった形で進められたら良いなと思いました。保護樹林のまま維持された場合にどんなメリットがあるかとかいうことも説明していただいて、なかなか難しいことかもしれませんが、うまくそういった事例も出てくると良いと思います。

みどり推進課長 引き続き保護樹林が継続されるのがベストですが、そ ういう意味では、ここに限らず、開発をされる場合は既 存の樹木を生かした開発あるいは建築計画というのも今 後もっと広めていく必要があるかと思います。開発業者、 デベロッパーも含め、今後そのような情報の提供もして いくことは重要と思います。

会長よろしいでしょうか。

それでは、新所有者とはまた様々な努力をしていただくということになりますが、現所有者からの申請にありました保護樹林の指定解除についてはやむなしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に報告案件に移ります。保護樹木の新規指定並びに指定解除について、事務局からご説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項(1)、(2)の保護樹木の新規指定と指定解除 について、一括して説明します。

(資料3·資料4説明)

会 長 保護樹木の新規指定3件、指定解除8件についてご報告をいただきました。何かご質問、ご意見等ありますで

しょうか。

特によろしいでしょうか。

次に報告案件の3つ目、「みどりの区民会議」について、 事務局からご報告をお願いします。

みどり推進課長 報告事項(3)「みどりの区民会議」についてです。 (資料5説明)

会 長 みどりの区民会議についての報告をいただきました。 何かご質問等ありますでしょうか。

A委員

2点確認させてください。落ち葉についてですが、堆肥化、そして子どもたちに人気のある落ち葉プールについてですが、東日本の大震災以降、環境省の通達で放射能数値をはかって、特に子どもの落ち葉プールは禁止通達が出ていたと思いますが、現状どうなっているか教えてください。

環境課長

今もカブトムシの森事業で、緑化協力員の協力をいただいて、落ち葉を使ってという事業をしていますが、その中では放射線測定をしています。その数値を確認したうえで行っているという状況です。現在の考え方ですが、ある場所の落ち葉を違う場所に持っていくことが基本的には禁止されています。基本的にと申しあげたのは、例えば別の場所から落ち葉を運んで、放射線測定をして、堆肥化するといったような場合には、事業計画を策定し、東京都に提出をして、了解がとれれば可能ということで、

少しハードルが高いという状況です。落ち葉を移動せず、 発生した場所で落ち葉を使うこと自体は、それほど難し いことはないというのが現状です。

A委員

落ち葉のプールもそうですか。

環境課長

基本的にはその場で集めたものを、例えばある憩いの森で、憩いの森の落ち葉を集めて、そこで落ち葉のプールをやるというのは問題ないのですが、それを移動しようとすると、ハードルが高くなるというのが現状です。

A委員

わかりました。国と東京都の通達等で決まりごとであればそれは仕方ないと思いますので、できる範囲で区民の意向が通るようにしていただきたいと思います。

そして、公園の花壇設置についてですが、良いことなのですが、公園の中で花壇の部分だけボランティアや特定の団体に管理をお願いした場合、意外と地域や町会とトラブルが起きるのです。どうしても花壇のところだけ主張して、公園全体の使い方として協議しないものですから、花壇の設置自体は良いのですが、やはり地域でトラブルの起きないようにしていただきたいということを要望します。

みどり推進課長 まず、公園等の花壇管理は、区からお願いをして、ボ ランティアといいますか、わずかなお金でやっていただ いています。もう一つ、公園の自主管理団体と公園を使

う皆さんとのトラブルというのは本当にあってはならないことだと思います。花壇を管理していただいている方は、本当に良かれと思ってやっていますし、利用する人の支障になるようでは本末転倒になりますので、そのあたりトラブルがないように、花壇管理をしていただく方にもお話をして、また自主管理の団体にも、よく管理のあり方についてお話をして、使いやすい公園にしていき

たいと思います。

F委員 今の花壇のことに関してですが、私たちは中間支援の みどりの団体として、公園の改修や何らか花壇をつくる というときに、よくコミュニティーガーデンをつくると いったことをしています。やはり花壇が好きな人は花壇ったにとをしていますが、そこの管理をいただ方ということを続けてきたいということもあります。そこで、集まとか、ワーをいともあります。な場とか、ないの方が一緒になって懇談するとの花壇管理となるとうないようないくのようなことを経てのがコーデンがそのようなで、花壇をつくる人と地域の人にトラブルが起こるといったが、花壇をつくる人と地域の人にトラブルがおよくと地域の人にいきないようにできないようにできると良いような形にできないと思います。会議からはそれてしまいましたが、よろしくお願いしまい。

みどり推進課長 今日の資料1-6の将来像の③にある、「地域コミュニティの醸成が進んだ安心して暮らせるまち」という中で、まさにみどりを介して、様々な地域の人、あるいは管理する人、利用する人の本当のコミュニティーの場となるようなみどり、あるいは公園でなくてはいけないと思います。そのためにもみどりの機能を十分に生かして住めるまち、最終的にはそんな地域にしていきたいと思います。

C委員 最後のところに緑化協力員活動の見直しというのがあって、我々も4グループから出ているのですが、何か具体的な指摘でもあったのでしょうか。参考になるようでしたらお願いします。

みどり推進課長 区内 4 ブロックに分けて緑化協力員活動をいろいろとしていただいています。この見直しというのは、この活動が緑化協力員の中だけにとどまらず、ひいては町会、地域も連携していくような動きになれば、いわゆる緑化協力員だけがやるのではなくて、もっと地域で活動できるような、そんな取組になれば良いなという意味でご意見をいただいたものです。それも一理あるかと思います。まさにコミュニティーの話になりますが、これもやはり皆さんのご理解で広げていかなくてはいけない輪だと思います。

B委員

この意見が今後どのように扱われるのか知りたいです。 非常に良い意見がたくさん出てきていると思いますが、 中には却下するものもあるかもしれません。この意見は 採用だとか、この意見は却下だとか、あるいは採用する にあたっては具体的にどのように実現していくのかとい うことをいつごろまでに誰がどういう形で決めるのでし ようか。

みどり推進課長 1回目、2回目で、まず、みどりに関して、公園に関 して、あるいは落ち葉に関して、様々な意見をたくさん 出していただきました。今回2回目は、ではどのように アイデア提案を活用していくかというところに来ている わけです。今後、この意見が良いとか悪いとかではなく、 これらの意見がみどりを残すために区民の皆さんと協働 で、あるいは区民独自で動ける、そのような仕組みにつ ながっていける、ひいてはこの緑化委員会の協働という 部分に、どこまで材料として入ってこられるかは、これ からの区民会議で絞り込んでいく形になります。

> 従って 100%受け入れられるということは難しいかと 思いますが、その中で、みどりが残せる仕組みづくり、 区民と一緒にみどりを守る仕組みづくりという形になる ように、これからさらに突っ込んで議論していく会議に なると思います。

環境課長

絞り込みとか採用するまたは却下するというお話があ りましたが、区民会議はもともとどうすればみんなでみ どりを守っていけるかを話し合いましょうということで スタートしています。今回アイデアをいただいて、例え ばみどりの基本計画の施策の中に載ってくるものもある かもしれませんし、施策を運用していく中で、アイデア として皆さまに提供して、実際に行っていただくものも あるかもしれません。ですから、このアイデアの中から 何かを絞るというわけではないと思っています。ただ、 施策に取り上げる、取り上げないというところで少し色 が出ることはあると思います。

B委員

言いっ放し、聞きっ放しになってしまわないように、

区民会議から出てきた意見に基づいて、このようなことを実施しましたというのが、いくつかでも例で示されると良いと思います。そうでないとせっかく意見を言ったのにどうなったのかわからないままになってしまいます。もちろん全部ではないけれども、例えば5つでも6つでも、このような意見が具体的に施策に生かせましたということが残ると良いと思います。

みどり推進課長 まさにおっしゃるとおり、意見をいただきっ放しというわけにはいきません。ただ、そこの場でまとめるというものでもありません。例えば公園の管理者として、こういう管理もあるのではというところは生かしていきたいと思います。あるいは我々が憩いの森等の管理、落ち葉の管理をする際にはそのような意見も参考に、少し動きを変えていきたい、変えていけそうなところは大いに参考にしていきたい、あるいは形としてつくっていきたいと強く思います。

G委員 確認です。この3月の16日の区民会議では、4番の内容で(1)(2)のことを話し合いしていただいて、5番のところには、(1)のアイデア提案で出された意見の例を挙げていただいて、(2)の将来像については今日のみどりの基本計画の改定案のスケジュールの資料1-2に記載されているということでよろしいでしょうか。

みどり推進課長 そのとおりです。

副会長 新たな考え方における将来像について、みどりの区民会議の将来像と、こちらの緑化委員会の将来像というのは、皆同じテーブルで検討されているという認識でよろしいのでしょうか。

みどり推進課長 まず、この基本計画の中で議論されているみどり施策 の新たな考え方というのが一番もとにあります。その上 に基本計画の改定がありますが、その新たな考え方と区 民会議の意見、あるいは先ほどの意向調査の意見、ある いはここの場での意見というのは、基本的にみどりの考 え方に全部つながっているものと考えています。分野は 当然違っているものはありますが、基本的にはそれらの 意見を伺いながら組み立てていければと思います。

副会長 全体で考え方を共有するような機会は、特段予定はないのでしょうか。

みどり推進課長 区民会議での意見は、またこちらでもご報告しますし、 区民会議におきましても、緑化委員会でこのような意見 が出ました、あるいはこんな審議をしていますというと ころはお知らせしています。従いまして一堂に会するこ とはありませんが、みどりをどうしていくのか、みどり はどうあるべきだという目的は全く同じです。ただ、こ ちらは審議をする場、諮問機関としての位置づけは区民 会議より上位、大きなものになっています。

副会長 了解しました。もっと先の話だと思いますが、具体的 な考え方ができた段階で、お互いできましたねというの が、イベント的にでも共有できると良いと思いました。

会長ほかはよろしいでしょうか。

では、報告案件は以上にします。

次、その他ですが、委員の皆さまから何かありますで しょうか。特になければ、事務局からお願いします。

みどり推進課長 それでは、次回の日程についてご報告します。次回の 緑化委員会は5月の開催を予定しています。詳細が決ま りましたら、なるべく早くにお知らせします。また、事 前に送付できる資料も、なるべく差しかえがないように まとめていきますので、いろいろとご迷惑をおかけしま すが、よろしくお願いします。決まり次第、日程をお知 らせします。

会 長 次回委員会は5月開催ということで、改めてご案内しますということですのでよろしくお願いします。

それでは、以上をもって、本日の緑化委員会は閉会と します。どうもありがとうございました。